

手賀沼観光施設の立地に関する協議基準の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
<p>1 観光施設の用途</p> <p>1-1 手賀沼の有効な利用上必要な施設及び維持管理施設</p> <p>削除</p> <p>1-2 略</p> <p>1-3 観光客が利用する土産物店</p> <table border="1" data-bbox="242 1032 783 1182"> <tr> <td data-bbox="242 1032 783 1084">観光施設の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 1086 783 1182">④手賀沼や我孫子市に関連する土産物を主とする販売店</td> </tr> </table>	観光施設の種類	④手賀沼や我孫子市に関連する土産物 を主とする 販売店	<p>1 観光施設の用途</p> <p>1-1 手賀沼の有効な利用上必要な施設及び維持管理施設</p> <p>※物品の販売等は認められませんが、受付や待合所などに設けられる小規模なもので、飲食料品、手賀沼や我孫子市に関連する土産物などを販売するもの<u>に限り認めるものとします。</u></p> <p>1-2 略</p> <p>1-3 観光客が利用する土産物店</p> <table border="1" data-bbox="810 1032 1351 1182"> <tr> <td data-bbox="810 1032 1351 1084">観光施設の種類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1086 1351 1182">①手賀沼や我孫子市に関連する土産物の販売店</td> </tr> </table>	観光施設の種類	①手賀沼や我孫子市に関連する土産物の販売店
観光施設の種類					
④手賀沼や我孫子市に関連する土産物 を主とする 販売店					
観光施設の種類					
①手賀沼や我孫子市に関連する土産物の販売店					

附 則

この基準は令和元年10月23日から施行する。